

- 福島第一原子力発電所では、中長期ロードマップの目標工程である「2028年度内までに、水処理二次廃棄物および再利用・再使用対象を除く全ての固体廃棄物の屋外での保管の解消」を達成するため、当面10年程度の固体廃棄物の発生量予測を踏まえ、遮へい・飛散抑制機能を備えた設備を導入し、継続的なモニタリングにより適正に保管していくこと等としています。
- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟(以下、第10棟)は、作業員・公衆被ばくの低減および廃炉・汚染水対策の安全確保を目的に、廃炉作業で発生した瓦礫類(減容処理設備で減容処理した金属およびコンクリート含む)が収納されたコンテナを多段積みし、屋内保管する施設です。また、A・B・Cの3棟を設置する計画です。
- 第10棟は、実施計画の変更申請が2023年2月21日に認可され、A棟の設置工事を2023年3月29日から開始しました。また、使用前検査の終了証を2024年7月24日に受領し、2024年8月23日から運用を開始しています。

<以上、[2023年3月28日](#)、[2024年7月25日](#)、[8月22日](#)までにお知らせ済み>

- B棟は、2023年6月17日から設置工事(基礎工事)を開始し、使用前検査の終了証を10月15日に受領しています。
- 本日(10月29日)、放射線管理区域の設定が完了し、運用を開始いたしました。
- 今後、コンテナを定置するためのベースフレームの設置作業等を行ったうえでコンテナを保管する予定となっており、引き続き、安全を最優先に慎重に作業を進めてまいります。



図1.固体廃棄物貯蔵庫第10棟の外観
(2024年7月29日撮影)

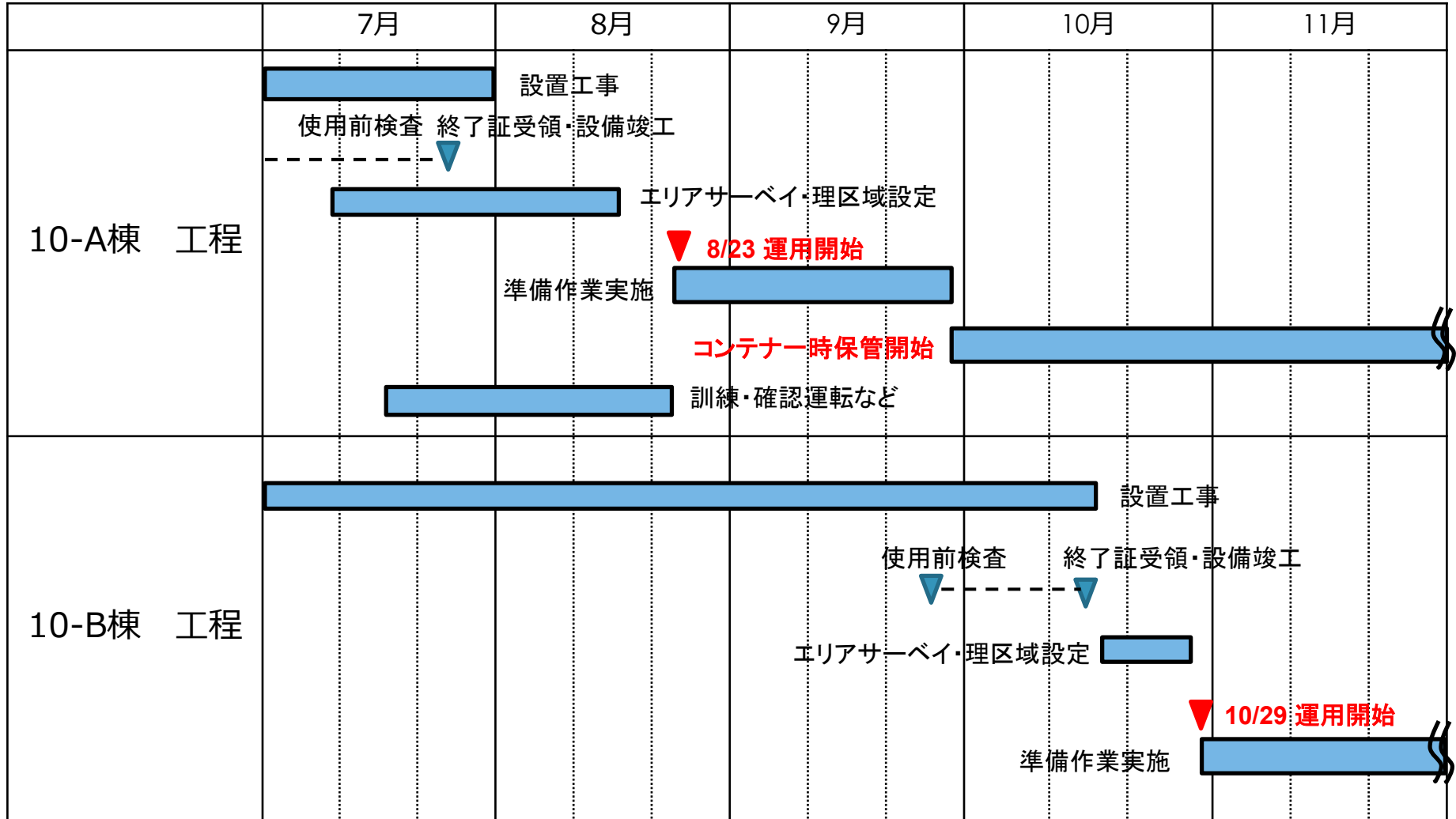


図2.固体廃棄物貯蔵庫第10棟の配置
(左からA・B・C)

【参考】固体廃棄物貯蔵庫 10-B棟の運用開始



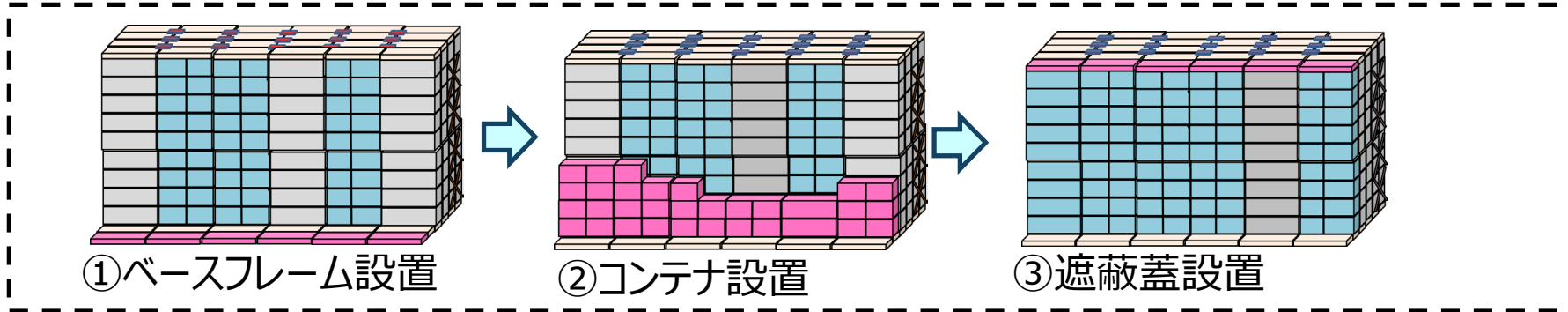
- ◆ 固体廃棄物貯蔵庫第10棟は、A～C棟の3棟からなるが、完成した棟から順次運用を開始していく。



【参考】固体廃棄物貯蔵庫第10棟における瓦礫類の保管方法

◆ 10ft、20ftのハーフハイトコンテナを9段積みで保管

- 段積みする際には、耐震補強で①ベースフレームを設置、②コンテナを設置、③遮蔽蓋を設置する
- 建屋の奥（南面）から上記のステップで1面ずつ構築する。

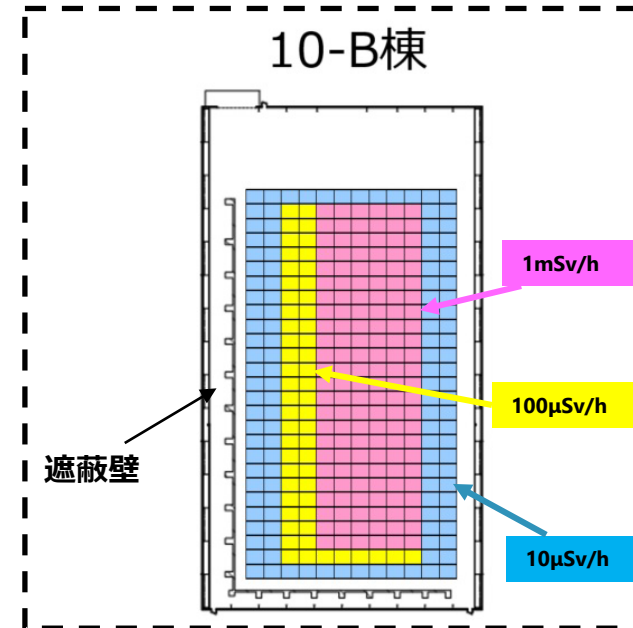


◆ 一時保管する瓦礫類の表面線量率は下記の通り

- 10-A棟、10-B棟：1mSv/h以下
(将来的には20 μ Sv/h以下)
- 10-C棟：20 μ Sv/h以下

◆ コンテナ配置は、線量の低いものを外側に、線量の高いものを内側にし、コンテナ遮蔽を期待した設計

◆ 最も敷地境界に近い南西側に向けてL字型の遮蔽壁を設置



【参考】一時的な運用と将来的な運用

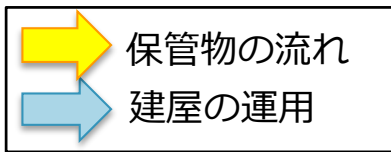
◆ 固体廃棄物貯蔵庫の運用

- ・ 固体廃棄物貯蔵庫第10棟は耐震Cクラスとして設置するが、屋外一時保管のリスク低減から一時的に耐震B+相当の廃棄物を保管する運用とする。
- ・ 固体廃棄物貯蔵庫第11棟以降に耐震B+クラス相当の廃棄物を移送し、将来的にはCクラス相当の廃棄物を保管する。

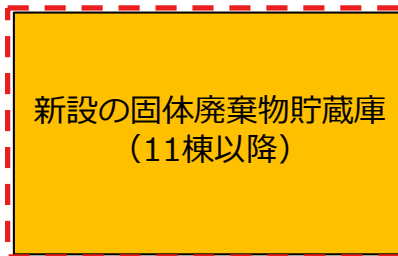
▼10棟受入線量の上限を
Cクラス相当として再度運用開始

▼10棟運用開始

時間の流れ



▼新設の固体廃棄物貯蔵庫
運用開始(2030年度)



受入線量の上限：一時的に1mSv/h以下

